

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年1月19日

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 西方 雅一

1 調達内容

- (1) 件名
平成28年度山梨労働局建築物法定点検業務委託
- (2) 履行場所
山梨県内（対象建築物は山梨労働局外12件）
- (3) 業務内容等
建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検（全建築物）
建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検（全建築物）
外装タイル全面のテストハンマーによる打診調査（山梨労働局庁舎のみ）
- (4) 履行予定期間
契約日の翌日～平成29年3月31日（金）
- (5) 入札方法
入札金額は総価で行う。なお、落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成27・28年度厚生労働省競争参加資格において、「関東甲信越地域」で、工種区分が「建築関係コンサルタント業務」の資格を有し、等級が「B」又は「C」に格付けされている者であること。（会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東甲信越地域で一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が官掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入（加入義務がある場合）し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（入札書提出期限の直近2年間）
- (5) 競争参加資格確認資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒400-8577 山梨県甲府市丸の内一丁目1-11
山梨労働局総務部総務課会計第二係 猪俣・宮城 電話 055-225-2850
- (2) 入札説明書等の交付期限
平成29年2月1日(水)午後4時30分
- (3) 現場説明会 実施しない。
- (4) 入札参加申込書等の提出期限 平成29年2月1日(水)午後5時
- (5) 入札書の提出期限
平成29年2月2日(木)午後1時20分
- (6) 開札の日時及び場所
日時：平成29年2月2日(木)午後1時30分
場所：山梨労働局1階大会議室 甲府市丸の内一丁目1-11

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に所定の様式にて事前に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている競争参加資格確認資料(以下「資料」という)を、指定する期日までに提出しなければならない。
なお、提出した資料について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
提出された資料を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の参加対象とする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であつて、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。